

大田市告示第114号

令和5年度大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和6年6月11日

大田市長 楫野弘和

令和5年度大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯等）に対して、臨時的な措置として実施する、令和5年度大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 令和5年度大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「価格高騰緊急支援給付金」という。）は、前条の目的を達するために、大田市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 価格高騰緊急支援給付金の支給対象者は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、大田市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されおらず、かつ、基準日の翌日以後初めて大田市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

(1) 令和5年度の市町村民税均等割のみが課税である世帯

次のいずれかに該当する世帯（市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等（地方税法に規定する同一生計配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び事業専従者をいう。以下同じ。）のみで構成される世帯を除く。）

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割のみが課税されている者のみで構成される世帯

イ 令和5年度の市町村民税均等割のみが課税されている者及び令和5年度の市町村民税均等割が非課税である者（市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者をいう。）のみで構成される世帯

(2) 令和5年度の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和5年度の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）

(3) 価格高騰緊急支援給付金（追加給付分）の支給を受けた世帯

令和5年度大田市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（追加給付分））支給事務実施要綱（令和6年大田市告示第104号）の規定による価格高騰緊急支援給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を受けた世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 租税条約による免除の適用の届出によって当該年度の市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

(2) 既に他の地方公共団体において令和5年度の市町村民税均等割のみが課税であるとして給付金を受けた者を含む世帯

（こども加算対象児童）

第4条 こども加算の対象となる児童（以下「こども加算対象児童」という。）は、平成17年4月2日以降に出生した者であって、基準日（住民基本台帳法第7条第6号に規定する住民となった年月日が令和5年12月2日から令和6年7月31日までの間の者にあつては、当該日）において支給対象者と同一の世帯に属する者（支給対象者の被扶養者である別世帯の児童を含む。）をいう。ただし、当該児童本人が支給対象者である場合を除く。

(支給額)

第5条 価格高騰緊急支援給付金の額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1項第1号に該当する支給対象者 次に掲げる額の合計額

ア 1世帯当たり10万円

イ こども加算対象児童1人につき5万円

(2) 第3条第1項第2号又は第3号に該当する支給対象者（前号に該当する者を除く。） こども加算対象児童1人につき5万円

(受給権者)

第6条 価格高騰緊急支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第7条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受けようとする者は、様式第1号の確認書（以下「確認書」という。）の提出又は様式第2号の申請書（以下「申請書」という。）による申請を行う。

2 確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により大田市に提出し、大田市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を大田市の窓口提出し、大田市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は大田市の窓口において大田市に提出し、大田市が当該窓口及び現金書留により、現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、価格高騰緊急支援給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(支給の申込み)

第8条 大田市は、前条の規定に関わらず、追加給付金を支給した世帯等であって、基準日において世帯主に変更がない世帯等かつ第3条第1項第2号又は第3号及び同条第2項第1号から第3号に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯に対し、価格高騰緊急支援給付金の支給の申込みを行う。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、様式第3号の届出書による受給の拒否又は様式第4号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 大田市長は、第1項に定める申込みを行った日から5日以内に前項の届出がないときは速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、価格高騰緊急支援給付金を支給する。

(代理による申請)

第9条 申請者に代わり、代理人として第7条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成員

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で大田市長が特に認める者

2 代理人が価格高騰緊急支援給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合大田市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 大田市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳によ

り、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、大田市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第10条 価格高騰緊急支援給付金の申請受付開始日は、大田市長が別に定める日とする。

2 価格高騰緊急支援給付金の確認書及び申請書の提出期限は、令和6年7月31日とする。

(支給の決定)

第11条 大田市長は、第7条の規定により確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し価格高騰緊急支援給付金を支給する。

(価格高騰緊急支援給付金の支給等に関する周知等)

第12条 大田市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 大田市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第10条第2項の確認書等の申請期限までに第7条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 大田市長が第11条の規定による確認書等を受理した後、又は、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、大田市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 大田市長は、偽りその他不正の手段により価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った価格高騰緊急支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月11日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

別記（第6条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が大田市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の価格高騰緊急支援給付金については、大田市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしていない入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において大田市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、大田市における申請・受給権者とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、

同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する

母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において、大田市に住民基本台帳に記録されている者については、大田市における申請・受給権者とする。ただし、大田市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、大田市において住民基本台帳に記録されたときは、大田市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると大田市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを大田市長が相当と認めるときは、大田市における申請・受給権者とする。

様式第1号(第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

令和 年 月 日
鳥取県大田市長

大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書

大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和6年7月31日までに、この確認書を返送して下さい。

| | |
|------|---------------------|
| 支給方法 | 確認書を受領した日からおおむね3週間後 |
| 支給日 | |
| 支給口座 | |
| 支給額 | 100,000円 |

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください)

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
 ② 世帯の中に、住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※全ての項目にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求められます。
また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり大田市長が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。
※本給付金を受領しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません □】
上記記入内容に相違ありません。

| 世帯主氏名 | 確認日 | 電話番号 |
|-------|----------|------|
| | 令和6年 月 日 | |

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振り込みを希望する場合や、上記口座が空欄の場合は、以下の欄に記入して下さい。上記口座に振り込みの場合は記入の必要はありません。また、長期出入り出金のない口座を記入しないでください。
□A 上記口座に代えて(又は上記の口座欄が空欄の場合)、下記の口座への振込を希望します。
【受取口座記入欄】(申請者(世帯主)または代理人名義の口座に限りませう)
※下欄に記載の上、右面の振込先金融機関口座確認書類と本人確認書類のコピーを添付して下さい。

| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号 | 口座名義(カナ) |
|--------|------|------------|------|----------|
| ゆうちょ銀行 | 通帳記号 | 1普通 2当座 | 通帳番号 | 口座名義(カナ) |

金融機関で口座が作れない等、口座による受け取りが出来ない方は大田市健康福祉部保健政策課(0854-83-8057)までお問い合わせください。
代理人が確認(受給)する場合は、右面の代理確認(受給)に記入して下さい。

様式第1号(第7条関係)

(こども加算分)

令和 年 月 日
大田市長 横野 弘和

大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書

大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
必要事項を記入し、令和6年6月30日までに、この確認書を返送して下さい。

| | |
|-------|---------------------|
| 支給方法 | 口座振込 |
| 支給日 | 確認書を市が受領した日から約14日前後 |
| 支給予定額 | 円 |

■世帯主の方が①~③について記入して下さい。

① 世帯主氏名 確認日 令和 年 月 日 連絡先電話番号

② ①~③を確認し、右のチェック欄(□)のいずれかにレを入れてください。☛ ①~③すべてに該当します

※ チェックが無い場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取ることができません。

- ① 既に追加給付金(7万円)を受給している。
☞ □ 世帯員のうち、18歳以下の児童は住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている。
☞ □ 世帯員のうち、18歳以下の児童は住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
② 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
③ 世帯の中に、他の地方公共団体で同様の給付金を受給した者はいません。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求められます。
住民税の取扱いと、扶養を受けている方がいないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり大田市長が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、支給予定額の支給を辞退したとみなします。
※本給付金を受領しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

③ 振込を希望する口座についてご記入ください。

下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必須です。長期出入り出金のない口座を記入しないでください)

| 金融機関名(ゆうちょ銀行以外) | 支店名 | 分類 | 口座番号 | 口座名義(カナ) |
|-----------------|------|------------|------|----------|
| ゆうちょ銀行 | 通帳記号 | 1普通 2当座 | 通帳番号 | 口座名義(カナ) |

金融機関で口座が作れない等、口座による受け取りが出来ない方は、大田市中継給付金窓口までお問い合わせください。
裏面に、本人確認書類(必要に応じて通帳の写し等)を添付し、同封の返信用封筒により返送してください。
※ 同一世帯にこども加算(児童一人当たり5万円)の対象となる児童がいる場合は裏面に記載しています。
※ 代理人が確認する場合は、裏面の代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

| フリガナ | 申請者との関係 | 代理人生年月日 | 代理人住所 |
|-------|---------|----------|-------|
| 代理人氏名 | | 令和 年 月 日 | |

上記の者を代理人と認め、給付金の受給・請求を委任します。
※法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。
世帯主氏名 署名

- ※代理確認・受給が可能な方
1. 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
2. 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
3. 親族その他の平素から世帯主の身の回りの世話をしている方等で大田市長が特に認める方

振込先金融機関口座確認書類のコピー

(振込口座の変更がない場合は必要ありません)
※左面の□Aにチェックをされ【受取口座記入欄】に口座を記入した場合は、その受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードのコピー

本人確認書類(有効期限が切れていないもの)のコピー

(振込口座の変更がない場合は必要ありません)
次の場合に提出してください。
・左面の□Aにチェックをされ、【受取口座記入欄】に口座を記入した場合
・代理人が確認(受給)する場合(世帯主と代理人の両方が必要)
※マイナンバーカード、運転免許証等顔写真のあるものはいずれか1つのコピー
顔写真付きのものがない場合は、保証証、介護保険被保険者証等2つのコピー

世帯主と代理人の関係性が分かる書類のコピー

(振込口座の変更がない場合は必要ありません)
代理人が確認(受給)する場合には提出してください
※成年後見登録事項証明書や世帯主との関係性がわかる戸籍等のコピー

【こども加算対象児童一覧】

| (フリガナ)氏名 | 生年月日 | (フリガナ)氏名 | 生年月日 |
|----------|------|----------|------|
| 1 | 6 | | |
| 2 | 7 | | |
| 3 | 8 | | |
| 4 | 9 | | |
| 5 | 10 | | |

【代理確認・受給を行う場合】

| フリガナ | 申請者との関係 | 代理人生年月日 | 代理人住所 |
|-------|---------|----------|-------|
| 代理人氏名 | | 令和 年 月 日 | |

上記の者を代理人と認め、給付金の受給・請求を委任します。
※法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。
世帯主氏名 署名

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
(表面の下の方に記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい)

本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)
※代理人による場合は、本人及び代理人の両方の本人確認書類を添付

様式第3号（第8条関係）

様式第3号(第8条関係)

大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金受給拒否の届出書

大田市
受付印

大田市長 殿

1. 私は、「大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 6 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

様式第4号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給口座登録等の届出書

| |
|---------------------------|
| 支給市区町村（※令和5年12月1日時点の市区町村） |
| 大田市長 殿 |



1. 届出者（世帯主）

| （フリガナ） | | 性別 | 生年月日 | 現住所 |
|--------|--|----|-------|--------|
| 氏名 | | | | |
| | | | 年 月 日 | 電話 () |

2. 新規振込先指定口座（原則、1. の届出者（世帯主）本人名義の口座に限る。）

【受取口座記入欄】

| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号 （右詰めでお書きください。） | 口座名義（フリガナのみ） |
|--|---------------------|--------------|------------------------|-------------------------------------|
| | | | | ※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。 |
| 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連 | 本・支店 本・支所 出張所 | 1.普通 2.当座 | | |
| 金融機関コード | 支店コード | | | |

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、大田市臨時特別給付金室にご連絡ください。

提出書類

- 『大田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給口座登録等の届出書』（本書）

※必要事項をご記入ください。

- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。